

福井県立病院の兼業制度の概要について

当院の医師が院外において行う診療（兼業）については、福井県の兼業制度に基づき、定められた要件のもとで許可することとしています。詳細については、以下のとおりです。

1 目的 医師不足等により支援を必要とする医療機関の診療体制の確保を図り、地域医療の充実に資することを目的としています。

2 兼業を行う診療科等について

①対象医師 正規および専攻医

②対象診療科 消化器内科、呼吸器内科、整形外科、形成外科、外科（肝胆膵）、泌尿器科、産科・婦人科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、精神科、リハビリテーション科
（その他のご希望についてはお問い合わせください）

③実施区域 主に福井・坂井医療圏
（その他の医療圏につきましては、お問い合わせください。）

④業務内容 外来診察、内視鏡検査、画像読影
その他についてはお問い合わせください。
※例えば予定の手術や分娩、実働を伴う宿日直については医師の負担に鑑み対象外とさせていただきます。

3 留意事項

- ・ 兼業に従事する時間は当院の勤務時間外とし、原則として週8時間以下、1月当たり30時間以下とします。通常業務を行う日（平日）は3時間以下とします。
- ・ 当該兼業を含めた時間外・休日労働時間については、医師の働き方改革に係る上限規制（年960時間等）を踏まえ、当院が適正な範囲内となるよう確認のうえ実施するものとします。
- ・ その他、兼業許可に当たっては、個々の職員の健康管理等の観点からその可否を総合的に判断します。
- ・ 兼業に伴う条件については医療機関と医師が直接行ってください。

4 報酬等 診療する職員に対する報酬および交通費については、勤務する医療機関から医師本人に直接支給してください。なお、支給額は社会通念上相当と認められる範囲内の額としてください。

5 実績報告書の提出のお願い 診療終了後は、所定の診療実績書を作成の上、1週間以内に当該兼業医師あてに送付してください。詳細な手続方法や提出書類等については、ホームページ上の「申込方法」以降の項目をご確認ください。